資料２

令和５年度第４回
三田市都市計画審議会　資料
（諮問事項）

令和６年１月２５日

目　次

第１号議案から第４号議案　説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
・阪神間都市計画土地区画整理事業（対中町土地区画整理事業）の変更
及び関連都市計画の決定・変更案の縦覧結果　・・・・・・・・・・・・2
・都市計画変更手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第１号議案から第４号議案
【説明資料】

・阪神間都市計画土地区画整理事業
　　（対中町土地区画整理事業）の変更
・阪神間都市計画道路（八景線）の変更
・阪神間都市計画公園（対中公園）の変更
・阪神間都市計画地区計画
　　（対中町地区地区計画）の決定

阪神間都市計画土地区画整理事業の変更及び関連都市計画の変更等に関する案の縦覧及び意見書について

1．都市計画の名称　　阪神間都市計画　土地区画整理事業（対中町土地区画整理事業）
阪神間都市計画　道路（八景線）
阪神間都市計画　公園（対中公園）
阪神間都市計画　地区計画（対中町地区地区計画）

2．実施結果

①　縦覧期間　　令和５年12月4日（月）～令和５年12月18日（月）

②　閲覧方法　　ア　市役所本庁舎5階都市政策課（閲覧者数　０人）
イ　さんだ市民センター（閲覧者数　０人）
ウ　市ウェブサイトにて閲覧（閲覧者数　７３件）

③　意見書提出期限　　令和５年12月18日（月）

④　意見書対象者　　関係市町村の住民及び利害関係人（法第１７条第２項）

⑤　意見書の提出方法　　住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メール、インターネットフォームにて提出。様式は任意。

⑥　意見書件数　　１件

①案を修正するもの　：　0件

②案を修正しないが、今後の取り組みの参考とするもの　：　1件

阪神間都市計画土地区画整理事業の変更及び関連都市計画の変更等に関する案の縦覧及び意見書について（市の考え方）

②案は修正しないが、今後の取り組みの参考とするもの

No.	意見	市の考え方
1	・対中町地区地区計画における地区施設の整備方針について 対中町地区地区計画図では、ほぼすべて6mの区画道路の整備をすることとなっていますが、現状、平日夕方、土曜・日曜・祝日の午前午後共に八景中学校前交差点を中心とした渋滞が発生している状態です。 このような状況のなかで、主要地方道西脇三田線と国道176号線を6mの区画道路でつなぐと、この渋滞を回避するために利用され、**大幅に通過交通が増え、騒音振動・地域住民と通過交通とのトラブル等が発生し、良好な住環境の形成は不可能**と思います。 また、国道176号線を篠山方面から八景中学校前交差点へ通行した場合、右折ができないため、右折したい車両が利用し通過交通が増えることになります。 これらの通過交通への対応策、たとえば計画道路の幅員をすべて4mとし一方通行にする、計画道路の幅員は6mのままで一方通行にする、今回、別途廃止（案）が縦覧されている八景線を廃止せずに施行するなど**通過交通を地域に流入させない対応策を検討してください。** また、**計画道路の幅員については、地区内すべて4mにするなら4m、6mにするなら6mにした方が負担の偏りを感じないと思います。** 以上、ご検討ください。	対中町の課題として、地域内道路が狭隘であるため、緊急車両の進入が困難であったり、下水道の未整備区域であること、また「ハザードマップさんだ」における浸水実績区域になっていることなどが挙げられます。 今回、対中町地区地区計画において、現道を地区施設道路として配置し、拡幅が進むことで、安全に安心して通行できる道路が形成されるとともに、当該道路を利用して下水道の整備改善が行われることから、公共の利益の増進や、生活環境の改善に大きく寄与するものと考えております。 ご指摘いただいた、通過交通の課題につきましては、交通状況に注視し、状況に応じて自治会、道路管理者及び警察等と協議を行い、より効果的な対策等について検討を行います。 また、地区施設道路の幅員について、一部の路線では現道の両側に住宅が立ち並んでおり、幅員6mに拡幅することで再建築が困難となる狭小な土地が生じることから当該路線は幅員4mの計画としておりますが、その他の路線では車両の円滑な対面通行を考えるうえで、原則6mの計画としております。

都市計画手続きの流れ

令和５年3月28日　地区計画の申出受理

↓

・住民との意見交換会

令和５年4月26日　都市計画審議会（意見聴取）

↓

令和５年7月4日　都市計画審議会（報告事項）

↓

素案の作成

↓

・素案の閲覧、意見募集、説明会
・関係機関協議、県下協議

令和5年10月18日　都市計画審議会（事前説明）

↓

・県法定協議、案の縦覧（令和5年12月4日～12月18日まで）

令和6年1月25日　都市計画審議会（諮問）

↓

・条例改正手続き（令和６年３月市議会提案）
※地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（対中町地区地区計画を追加）

令和６年4月１日　都市計画の決定告示（予定）